○厚生労働省告示第二百五十四号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その住所を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月二十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

在宅就業支援団体の名称	変更前の在宅就業支援団体の住所	変更年月日
社会福祉法人すずらんの会	神奈川県相模原市南区麻溝台七丁目一番七号	平成二十七年四月一日
在宅就業支援団体の名称	変更後の在宅就業支援団体の住所	変更年月日
社会福祉法人すずらんの会	神奈川県相模原市南区麻溝台七丁目六番四号	平成二十七年四月一日

○厚生労働省告示第二百五十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月二十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

在宅就業支援団体の名称	変更前の代表者の氏名	変更年月日
社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会	落合　健二	平成二十五年六月一日
在宅就業支援団体の名称	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会	山田　俊平	平成二十五年六月一日

○農林水産省告示第八百九十三号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十日

農林水産大臣　林　芳正

「年八厘」を「年七厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百九十四号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十日

農林水産大臣　林　芳正

「年八厘」を「年七厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百九十五号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十七年一月一日から同年三月三十一日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十七年四月二十日

農林水産大臣　林　芳正

品種　平均売買価格（消費税額分を含む。）

黒毛和種　一頭につき、六一四、〇〇〇円

褐毛和種　一頭につき、五一八、六〇〇円

黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種　一頭につき、三六一、九〇〇円

乳用種の品種　一頭につき、一六七、七〇〇円

肉専用種と乳用種の交雑の品種　一頭につき、三五七、四〇〇円

○農林水産省告示第八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県いわき市川前町川前字三坂川四五の乙、二〇の丁、二〇の二、字荷付場三〇の一二（次の図に示す部分に限る。）、川前町小白井字下岐一二七の三、一二七の五、一二七の二四から一二七の二七まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下岐一二七の三、一二七の二五、一二七の二六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県いわき市川前町川前字柿木平七七の二、七七の三、七七の九から七七の一三まで、字小田代六九の一、字字根尻六九、二二六の六、二三二、二四〇、二五九の三、字鍛治淵五二の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柿木平七七の二、七七の三、七七の九から七七の一三まで、字小田代六九の一、字字根尻六九、二二六の六、二三二、二四〇、二五九の三、字鍛治淵五二の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市川前町川前字小滝三の六、一八の三、字竹島九二、九四、九六、字椚立二五七の四、川前町上桶売字小久田七三の二五、川前町下桶売字上高部一六一の一六九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備